

登別市告示第243号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和7年度及び令和8年度において、登別市が発注する建設工事等又は製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格申請の時期及び方法等を定めたので、次のとおり告示する。

令和6年11月29日

登別市長 小 笠 原 春 一

1 入札参加資格審査申請をできない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査申請をすることができない。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- （3）登別市税、消費税・地方消費税を滞納している者
- （4）暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定する暴力団等の構成員を、役員（個人又は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

2 参加資格要件

（1）建設工事を希望する者

- ア 申請する工種に関する建設業の許可を得てからの営業年数が2年以上あること。
- イ 経営事項審査の結果通知（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を受けていること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続開始の申立てがなされている者は、手続きの開始決定後、経営事項審査を受けていること。
- エ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

（2）設計等（設計・測量・地質調査・道路清掃）を希望する者

業務の種類に応じて必要な登録を了していること。ただし、道路清掃の者は不要。

（3）物品の購入等を希望する者

その事業の営業に関し、許可登録等が必要な業種については、当該許可登録等を受けた者であること。

3 資格の有効期間

単体企業にあつては、令和7年度及び令和8年度の2年間とする。

4 受付期間・申請方法及び申請書類等

(1) 建設工事及び設計等

- ア 受付期間 令和6年12月10日（火曜日）から令和7年1月31日（金曜日）
- イ 申請方法 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請
- ウ 申請先 一般財団法人北海道建設技術センター
北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト
- エ 申請書類 北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトにて確認すること。
(URL <https://www.hoctec.info/kyoshin/>)

(2) 物品の購入等

- ア 受付期間 令和6年12月20日（金曜日）から令和7年2月20日（木曜日）
- イ 申請方法 郵送とする。

ただし、市内事業者（支店又は営業所での登録を含む）に限り、持参を認めるが、申請書類等は受取のみとする。

持参する場合は期間内の9時30分から17時00分までとする。
(土曜日、日曜日、祝日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日を除く)

※ 受理票の返送を希望する者は、返信用の封筒（切手貼付）を同封すること。

- ウ 郵送先 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地
登別市役所 総務部契約・管財グループ（本庁舎3階）

- エ 申請書類 次の表に掲げる関係書類

書類 番号	提出書類
1	競争入札等参加資格審査申請書（申請書及び経営事項調書）
2	代表者身分証明書（個人事業主のみ、市町村発行のもの） 【原本】
3	登記事項証明書（法人のみ） 【写し可】
4	許可・登録証明書 【写し可】
5	登別市税の納税証明書 【原本】
6	消費税及び地方消費税分の納税証明書 【写し可】
7	委任状（法人で本社（店）以外が登録する場合）
8	資金的関係等に関する調書
9	営業証明書（個人事業主のみ）
10	使用印鑑届（入札、見積、契約、対価の請求及び領収に使用するもの） ※書類番号1の「経営事項調書」内に押印
11	代理店又は特約店証明書 【写し可】

12	財務諸表又は確定申告書 【写し可】
13	入札参加資格審査申請書受理票（希望者のみ） ※返信用封筒（住所宛名明記、切手貼付）が必要。
14	誓約書
15	市税等納付状況調査同意書
16	適格請求書発行事業者の登録通知書の写し （登録を受けている場合のみ）

5 随時登録

（１）建設工事及び設計等

申請があった月の翌月以降の登録とする。詳細については、北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトにて確認すること。

共同企業体については、当該企業体が結成された日以降に随時受付するものとし、有効期間は、結成した年度とする。なお、申請先は登別市とする。

（２）物品の購入等

随時受付するものとする。